

## 一般社団法人日本小児血液・がん学会 国際委員会規程

### (名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会 国際委員会（以下「委員会」という）。

### (目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、国際的な活動に関する事項についての実務を執り行うことを目的とする。

### (業務)

第3条 委員会が取り扱う活動は以下の通りとする。

1. 国際学会、海外学会との交流
2. 学会会員や国内共同研究グループの国際的活動の支援
3. 学会会員に対する留学支援制度の運用
4. 海外からの学会参加者への支援制度の運用
5. 学術雑誌、学術集会、学会広報の国際化に関する取組み

### (組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員5名をもって構成する。

### (会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. メール審議を行うことを認め、メール審議では委員の3分の2以上の参加をもって会議の成立とする。
3. 議決は会議に参加した委員全員の合意とする。
4. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。